

組織見直しの検討について

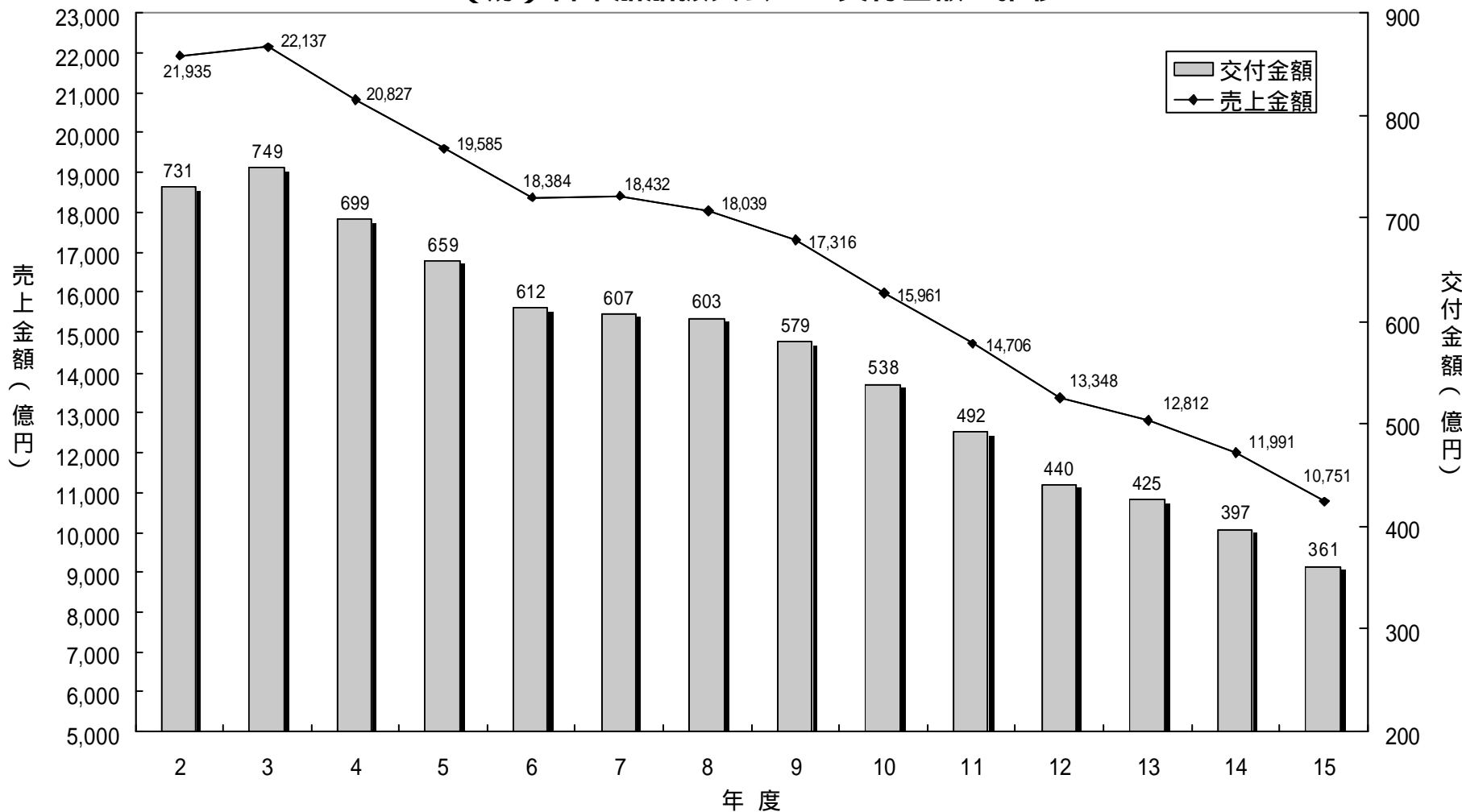
< 財団法人日本船舶振興会 >

平成 16年 7月 9日

国 土 交 通 省

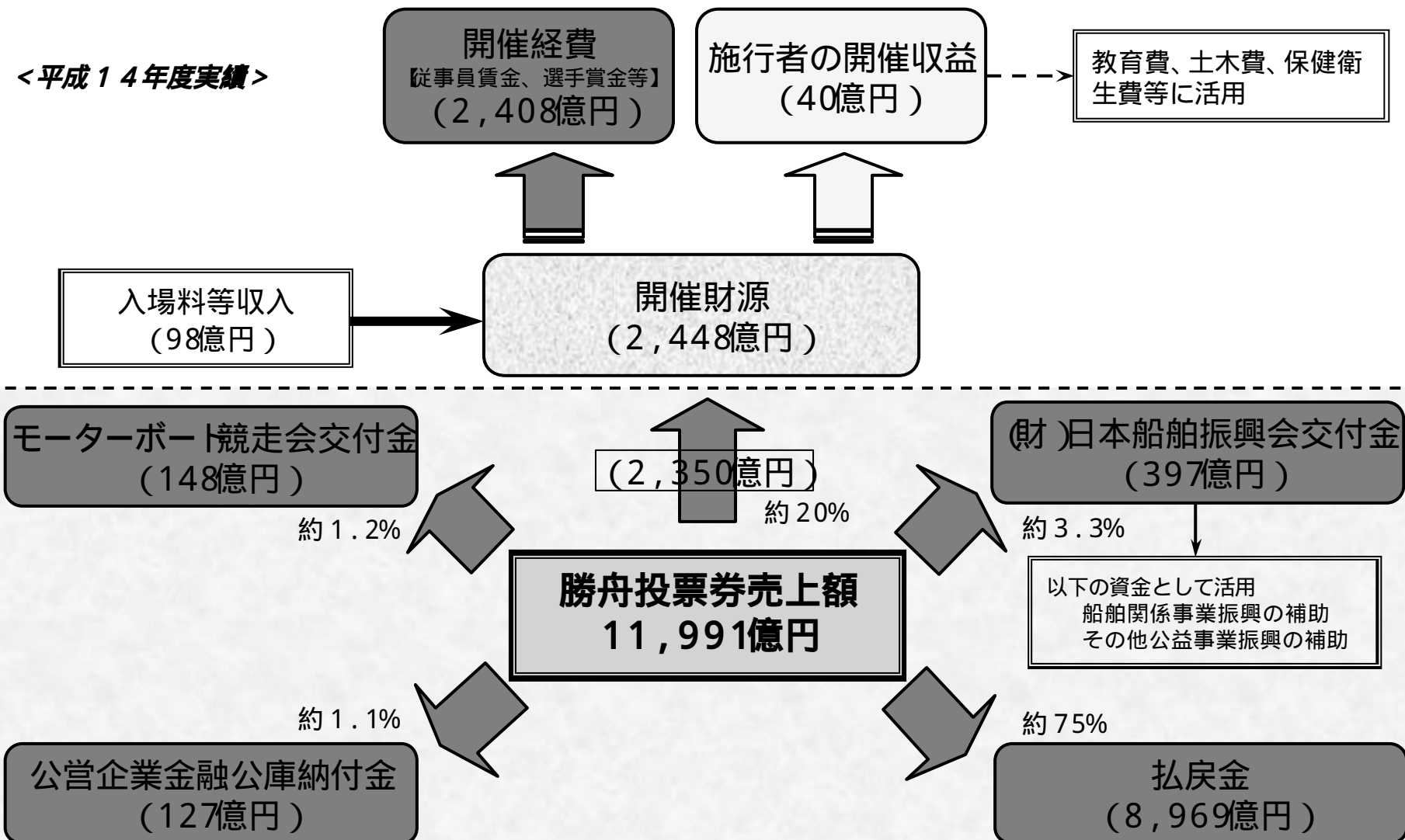
２．モーターボート競走の売上げ状況等

モーターボート競走の売上金額及び
(財)日本船舶振興会への交付金額の推移



3. モーターボート競走売上金の流れ

<平成14年度実績>



4 . (財)日本船舶振興会の組織の検討に当たっての論点

論点1 モーターボート競走の性格と(財)日本船舶振興会との関係

モーターボート競走は、形式上刑法違反である賭博行為に該当するが、船舶関係事業その他の公益事業の振興に資すること
地方財政の改善を図ること
を条件に特別に違法性が阻却されるもの。
の公益目的を達成するため、(財)日本船舶振興会が所要の事業を実施。

論点2 (財)日本船舶振興会に対する公的関与のあり方

(財)日本船舶振興会が行う事業は、違法性阻却に相応しい内容であることを確保することが必要。

(財)日本船舶振興会に対して、予算、事業計画等について公益目的確保の観点から毎年国が必要な関与を行うことが重要。